

「蟹工船」が大ブームって！

～足元から他人を思いやる気持ちを考えてみませんか？～

毎朝、NHKの「おはよう日本」というニュース番組を見るのが私の習慣ですが、先月 26 日の内容には驚きました。私が学生時代に読んで感銘し、人生の歩みを決定づけたともいえる「小林多喜二」が書いた「蟹工船」という本が、今若者の間で大流行になっているという報道でした。

この小説は、厳しい労働条件に苦しむ蟹工船の労働者たちが、団結して闘争に立ち上がるという筋書きのプロレタリア文学の代表的作品です。多喜二は 1931 年当時非合法下にあった日本共産党に入党、以後プロレタリア文学の若き旗手として活躍しましたが、同 33 年 2 月治安維持法違反容疑で逮捕され、東京・築地警察署に留置されました。しかし思想的・政治的立場や信念の転向を拒否したため、特高警察の拷問で虐殺され 29 歳と 4 カ月という短い生涯を終えました。

NHKの報道では、特に若者の間で非正規社員などが増え、格差が大きく広がる中で「他人を思いやる心」や「社会に対して声をあげることの重要さ」がその人気の秘密ということでした。私が 30 年前に読んだこの本が IT 社会のこの 21 世紀の若者に受けていることは、逆説的に言えばそこまで社会が疲弊していることの裏返しなのではないでしょうか。

さて、「他人を思いやる心」や「社会に対して声をあげることの重要さ」で言えば、8 月 3 日に山口県知事選挙があります。私は山口県中小企業家同友会の役員をしていますが、現職の知事は昨年 9 月に下関市で行われた青年経営者全国交流集会(全国から 935 名の参加で開催)に、かなり以前から来賓の要請をしていたにもかかわらず参加せずに、副知事に代読をさせました。他府県の全国大会ではみな、県知事自ら臨席され、メッセージを贈っています。特に千葉の堂本知事や高知の橋本知事の挨拶には、深い感銘を受けました。

そんなこともあり、大会実行委員のメンバーは異口同音に「こんな冷たい人だとは…」と怒りをあらわにしていました。しかも前知事の「多選批判」をして当選しながら、自らが知事になると「多選」を是認するというのはいかなるものでしょうか。彼には「他人を思いやる心」が欠落しているのではないのでしょうか。また社会に対して声をあげることの重要さで言えば「投票に行く」、そして彼には「投票しない」、そうした行動で彼に大いに自省をしてもらう必要があるのではと思っています。

(株)総合会計 所長 金巨 功





外国人が日本で収入を得た場合



所得税法では、その方が日本に住所を有しているかどうか、国籍や住所を有していた期間によって居住者而非居住者に区分しています。

(1)居住者

居住者とは、国内に住所を有しているか、又は現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有する個人をいい、さらに居住者は日本国籍の有無及び過去10年間のうちに日本国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下かどうかによって永住者而非永住者に区分されます。

非永住者

居住者のうち日本国籍を有さず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下の個人

永住者

居住者のうち日本国籍を有している者、及び過去10年間のうちに日本国内に住所を有していた期間の合計が5年超の個人

(2)非居住者

国内に住所及び居所を有さない者、又は国内に住所を有さず、かつ、居所を有している期間が1年未満の個人

外国人に対する課税は、上記の区分に基づき課税のされ方が違ってきます。租税条約に基づき国内源泉所得に対して免税となる場合もあるため注意が必要です。

外国人に日本国内で講演などをしてもらった場合には、非居住者に該当し、通常20%の税率による分離課税で課税させますが、租税条約がある国によっては免税となる場合もあります。

またビザの在留期間が3ヶ月・6ヶ月であっても更新することができるため、居住形態の判定は雇用契約期間や居住する場所・家族の状況等を含めて総合的に判断します。

余談ですが、米国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族については、日米地位協定に基づき軍勤務に基づく所得を日本で免税扱いとするとともに、これらの者は日本における居住期間にかかわらず、原則非居住者として扱われます。

総合会計エコプロジェクト！



私たちが暮らしている地球は、いま温暖化という大きな問題を抱えています。私たちに何かできることはあるのでしょうか？一人の力は大きくはありませんが、その一人がたくさんになれば、その力は小さくありません。生活の中でできること、オフィスでできること・・・たとえば、レジ袋を遠慮すること、エアコンの設定温度を高めにする、水や電気を節約すること。身近にできるちょっとしたその努力は、確実に地球温暖化防止に役立ちます。私達の事務所でも、少しずつですが実行し始めました。次回からはその取り組みについてもお知らせしていきたいと思ひます。

法人税法35条廃止へ向けて!!

特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度(法人税法35条)の廃止について,去る6月4日民主党が廃止法案を国会に提出しました。

～ 中小零細企業への課税軽減法案(オーナー課税制度廃止法案)～

中小企業に過大な負担を生じさせるものであり、さらに、実質的な1人会社とはいえない中小企業にまで広範囲に適用がおよぶ結果になっており、中小企業の活性化を阻害する要因になっていること
わが国の租税体系における整合性という点において問題があり、法人課税上の新たな不公平を生じさせるおそれのある制度となっていること

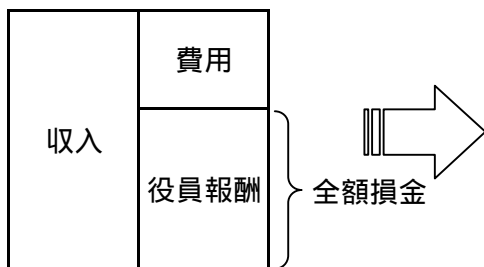
当事務所としまして、中小企業が差別的に税金の負担を強制されていることを社会問題化することにより廃止の実現を図っていきたく思います。

『特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入』とは？

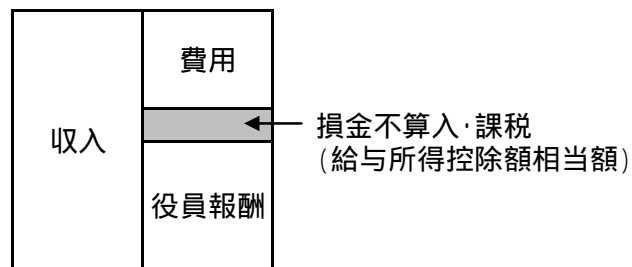
概要

会社法の改正により「経費の二重控除」を利用した節税を目的とした法人成りを抑制するために『実質的な一人会社である特殊支配同族会社(同族会社の業務主宰役員(個人に限る)及びその同族関係者が株式等の90%以上を有し、かつその業務主宰役員の総数が、常務に従事する役員の過半数を占めている同族会社)のオーナーへの役員給与の給与所得控除額相当額を、法人税の所得の金額の計算上、損金不算入とすること』を目的として創設されました。

【改正前】



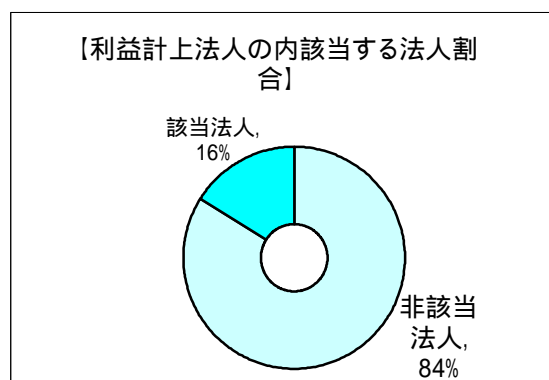
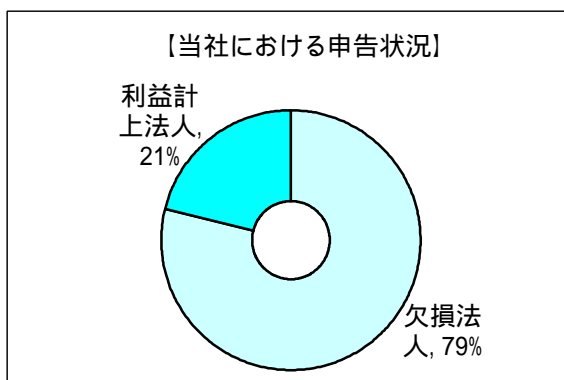
【改正後】



従来どおり役員報酬の全額損金算入が可能な場合

- ・3年間の平均で会社の所得と役員報酬の合計額が800万円以下の場合
- ・オーナー一族の持株割合が90%未満の場合
- ・オーナー一族の役員の数が全役員の半数以下の場合

平成19年4月改正により基準所得金額が800万円から1,600万円に引き上げられています。



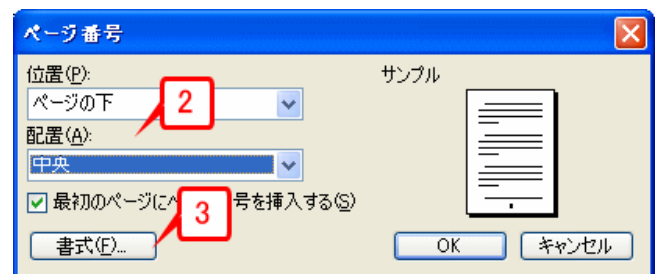
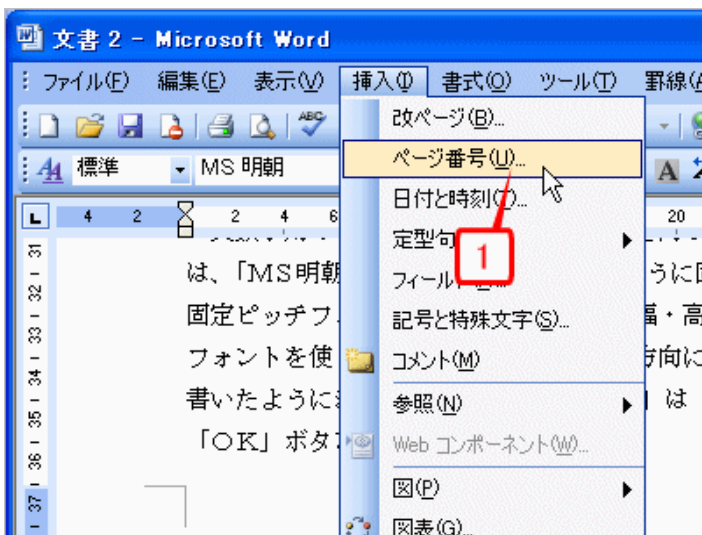
基礎から学ぼうWord講座

No.4

今回は、ワードの文書にページ番号をつける方法を学びましょう。
ページ番号を付ける方法は複数ありますので、「とりあえず文書にページ番号が必要!」というときは、この方法を使ってみましょう。



メニューバーの「挿入」「ページ番号」を選択します。



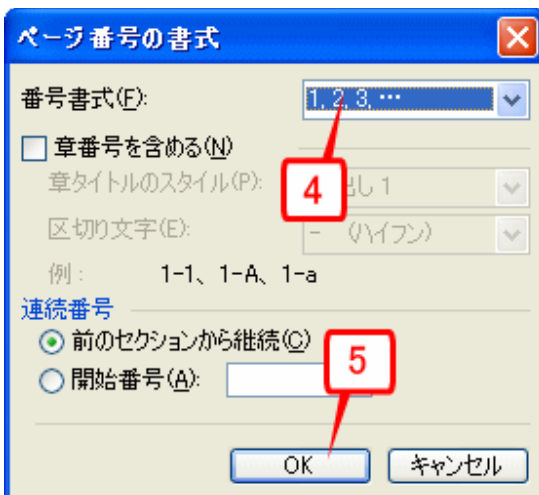
「位置」と「配置」でページ番号の位置を決めます。設定を変更すると、右側にある[サンプル]が変化します。

・「位置」…ページの下の、ページの上などを
選択

・「配置」…左側、中央、右側などの位置を
選択

表紙など、最初のページにページ番号を印刷したくないときは、「最初のページにページ番号を挿入する」のチェックを外します。

「書式」ボタンをクリックすると「ページ番号の書式」ダイアログボックスを開きます。



「番号書式」で番号の種類を選択します。「1, 2, 3...」や「A, B, C...」などが選べます。

その他の項目は初期設定のままにして[OK]ボタンをクリックします。

< 「表示」「ヘッダーとフッター」を使うと、ページ番号に飾りをつけることもできます >